

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」 について

主催	加古川市 福祉部 新型コロナ感染症生活支援課
日時	—
場所	—
内容	<p>住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。</p> <p>【対象世帯】</p> <p>①住民税非課税世帯 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）</p> <p>②家計急変世帯 ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。</p> <p>【申請方法】</p> <p>①住民税非課税世帯（プッシュ型） 2月7日（月）より順次、対象世帯の世帯主あてに通知文を郵送。通知文に従い、オンラインで申請。</p> <p>②家計急変世帯（申請方式） 2月7日（月）より受付開始。申請書は、窓口・郵送での配布、市HPからのダウンロードで対応。</p> <p>※郵送（紙申請）や世帯主以外の口座への振込を希望される方は、別途対応いたします。</p> <p>※2月1日から、1階窓口及びコールセンターを開設いたします。 電話番号：079-427-9021</p> <p>（ <input type="checkbox"/>初めて <input type="checkbox"/>恒例 <input checked="" type="checkbox"/>回目 ）</p>
対象（参加者）	—
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため。
市ホームページ	<input type="checkbox"/> 掲載済み <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> 掲載しない
広報かがわ	<input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載 <input type="checkbox"/> 2月号に掲載予定 <input type="checkbox"/> 掲載しない



加古川市 新型コロナ感染症生活支援課（担当：中村、沼田）
☎079-427-9014（内線 6191）